

## 【多子世帯の入学料・授業料免除について】

Q1. 高校では日本学生支援機構奨学金の申し込みをしていますが、多子世帯に該当すると思います。入学料を払わずに入学手続きをすることができますか？

A1. 入学手続きの際は、入学料を納入せずに入学料・授業料の免除申請書を提出してください。入学料を納入せずに入学手続きを完了できます。

入学後に給付奨学金に申し込み、多子世帯であると認定されれば、入学料・授業料は全額免除となります。多子世帯と認定されなかった場合は、8月中旬頃(予定)に入学料納付書をお送りしますので、入学料の納入をお願いいたします。(授業料は9月下旬頃(予定)に入学時に登録した口座から引き落としとなります。)

なお、令和7年度からの多子世帯への入学料・授業料免除の申込は、入学後の「在学採用」のみとなります。高校で申し込む「予約採用」で不採用となった場合でも、入学後の「在学採用」で採用されれば、授業料等の免除が受けられますので、ご注意ください。

Q2. 高校での予約採用で給付奨学金が「第Ⅳ区分(私立理工農)」として採用になりましたが、入学料・授業料の免除は受けられますか？

A2. 国立大学では「第Ⅳ区分(私立理工農)」の場合、授業料等の免除は受けられません。納入書により入学料を納入し、入学手続きを行ってください、

ただし、多子世帯に該当する場合は、授業料等の免除が受けられますので、上記 Q1 のとおり免除申請書を提出してください。